

議案第1号

風連町・名寄市合併協議会小委員会規程（案）について

風連町・名寄市合併協議会小委員会規程(案)について、別紙のとおり提案する。

平成16年4月16日提出

風連町・名寄市合併協議会

会長 島 多 慶 志

風連町・名寄市合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風連町・名寄市合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、風連町・名寄市合併協議会(以下「協議会」という。)小委員会(以下「小委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協議会に、次の小委員会を置く。

- (1) 新市建設計画小委員会
- (2) 基本項目等検討小委員会

2 会長は必要に応じて、別に専門小委員会を置くことができる。

(所掌事項)

第3条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査又は審議する。

(組織)

第4条 小委員会は、協議会の会長が、協議会委員のうちから指名するものをもって組織する。

(役員)

第5条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名

2 役員は、小委員会委員の互選によって定める。

(役員の職務)

第6条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要に応じ、関係職員等の出席を要請することができる。

(傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、合併協議会会議傍聴規程の例による。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、随時会長に報告する。

(庶務)

第10条 小委員会の会議の庶務は、合併協議会事務局が行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年 4月16日から施行する。